

群労基発 0610 第 3 号
令和 7 年 6 月 10 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局労働基準部長



個人ばく露測定定着促進補助金の実施に係る周知について

日頃より、労働基準行政の推進に格段の御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月から労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）等による化学物質規制が全面施行されたところです。これにより、リスクアセスメントの対象となる物を製造又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露を可能な限り低減することが義務付けられるとともに、濃度基準値が定められた化学物質については、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることが義務付けられました。

今般、これらリスクアセスメントでのリスク見積り、又は、労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するために行われる個人ばく露測定の円滑な実施と促進を図るため、中小企業等を対象として、個人ばく露測定（注）に要する費用の一部を補助する「個人ばく露測定定着促進補助金」について令和 6 年度に新設したところですが、令和 7 年度も引き続き実施することとしています。

なお、昨年度は同一申請者当たりの交付額の合計は 5 万円を上限としていましたが、事業者がより活用しやすいよう、今年度は当該上限を 10 万円まで引き上げます。

当該補助の対象者、申請手続きの方法等については、別添リーフレットのとおりで、化学物質を製造、取り扱う中小事業事業者等の皆様にご利用いただけるよう、貴団体の会員事業場への周知等につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

（注）次に掲げる法令の規定により実施が義務付けられている測定は補助対象から除かれますので、ご注意ください。そのほかにも補助対象者や補助対象経費には限定がありますので、添付のリーフレット等をご参照ください。

- ・ 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 28 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- ・ 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 52 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 36 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号並びに第 38 条の 21 第 2 項及び第 4 項
- ・ 粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第 26 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号

}

令和7年度 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たに化学物質の自律的管理に関する規制がすべて施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減することなどが義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者は、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業場
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業 種		常時雇用する 労働者数 ※1	資本金又は出資の総額※1
小 売 業	小売業	50 人以下	5,000 万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業 複合サービス（例：協同組合）など	100 人以下	5,000 万円以下
卸売業	卸売業	100 人以下	1 億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、運輸業など	300 人以下	3 億円以下

※1 労働者数が資本金等のどちらかを満たせば、中小企業事業者となります。

- (3) リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントが義務付けられている化学物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業者（ただし、
① 法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3 管理区分が改善されない場合に実施する個人ばく露測定②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く。また、C測定・D測定で実施される法令で義務付けられた作業環境測定もこの補助金の対象外）

補 助 の 概 要

補 助 対 象	補助金 上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	10 万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1.補助の対象となる経費	2.補助基準額	3.補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析に要する経費（消費税は除く） ① 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に基づき実施されたデザイン及びサンプリング ② ①の方法による採取試料の分析 ③ 作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等 1 名当たり 5 万円	1 欄に掲げる補助対象経費と2 欄に掲げる基準額とを比較して少ないほうの額の2分の1を交付額とする。なお、申請できる経費は当該事業場のうち1 作業場当たり5 万円を上限とする。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は10 万円を上限とする。

補助金公募期間と予定額

公募期間：令和 7 年 6 月 1 日（日）～ 10 月 31 日（金）（必着） 補助金の予定額：1 億円
期間中、受け付けた申請に基づき、概ね 1 か月に 1 回審査を実施し、交付決定をします。ただし、予定額に比して申請総額が多額になると見込まれた際は、公募を中止します。この場合、全衛連ホームページにてお知らせします。

交付申請に必要な書類

本補助金は、**測定前に申請が必要です。**

全衛連ホームページから指定様式（様式 1）をダウンロードし必要な書類を作成し、申請してください。

＊個人ばく露測定定着補助金交付申請書（様式 1）

＜添付書類＞

1. 事業場等概要（別紙 1）
2. 確認書（別紙 2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）

★内容に不明な点がある場合は確認のため追加資料をお願いする場合があります。

測定報告及び補助金請求に必要な書類

全衛連ホームページから指定様式（様式 4）をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。

＊個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式 4）

＜添付書類＞

1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）又は 領収書に代わるものとして決済済みの振込証明書（写）

申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の見積

・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらう。

期間内に郵送等により申請

・補助金申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、申請してください。

交付決定/不交付決定

・交付決定通知書（不交付決定通知書）を送付いたします。

測定の発注・測定の実施

・交付決定通知書が届いた後作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。**※決定通知前に実施した場合補助金の対象となりません。**

測定実績報告及び 補助金請求書を提出

・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、申請してください。**必要書類は令和 8 年 2 月 28 日までに申請書類提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには、補助金をお支払いできません。**

補助金の交付

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類の入手

<https://www.zeneiren.or.jp>

申請書類提出先

〒108-0014 東京都港区 4-1-5 田町ハラビル 5 階

電子申請アドレス

hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等

Tel 03-6453-9969（平日 午前 10 時～午後 5 時）

注意 この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他規程類をよく読み理解してから申請してください。